

都市再生整備計画(第4回変更)
駿府ふれあい地区(第4期)

静岡県 静岡市

令和7年2月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォーカブル推進事業	□

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	静岡県	市町村名	静岡市	地区名	駿府ふれあい地区(第4期)	面積	297.6 ha
計画期間	令和4年度～令和8年度	交付期間	令和4年度～令和8年度				

目標
大目標 歴史資源と文化施設を活かし賑わいや活気を生み出すまちづくり 小目標1 駿府城公園周辺の歴史資源と文化施設を活かした賑わい空間の創出 小目標2 賑わいや回遊性を生み出すウォーカブルな街並みの形成 小目標3 まちなか交流人口の増加
目標設定の根拠
都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 ●本市は、奈良時代以前の国府が置かれてから今日に至るまで、地域の中核的な役割を担い続けるなど、東海道の要衝としての存在感を発揮してきた。また、登呂遺跡の農耕集落が栄えた弥生時代や、今川文化が花開いた室町・戦国時代、家康公の御所政権時代など、悠久の歴史の中で、多彩な文化を育んできた。現在では、合併前の旧静岡市・旧清水市の中心地に、それぞれ中心性を同等に有する地区が2つ存在し、本市全域の活性化を牽引する役割を担っている。 ●本市の「中心市街地活性化基本計画」において、異なる個性や魅力を活かした2つの中心市街地(静岡地区、清水地区)を位置づけ、それぞれの役割を担い、連携、補完しあうことで、相乗効果を発現させ、活性化に集中的に取組んでいる。中心市街地の整備改善などに向けた様々な取組を行っているものの、人口減少や事業所・店舗等の減少が続いており、更なる課題解決に向けた取組が必要である。こうしたことから、商業、業務、居住、福祉、交通等の多様な都市機能を歩いて巡ることができる範囲に集積し、コンパクトシティの実現を図ることで、まち全体の活性化につながるよう努めている。 ●本市の「静岡市都市計画マスタープラン」において、「集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化」と「広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用」の2つの着目点により「集約連携型都市構造」を目指している。JR静岡駅周辺(駅以北)では、県下随一の商業・業務施設や都市型産業施設の集積地で、JR清水駅周辺と相互連携により、買い物や子育て・福祉などの各種機能の維持集積を図るとともに、バリアフリー化や自転車利用の促進も考慮した駐輪場整備を推進する。静岡都心地区(以下「本地区」という)ではまちづくりの目標を「歴史が息づく、人々を刺激する都心」と定め、「高次かつ多様な都市機能の持続的な誘導」「伝統を活かし、新たな魅力を創る都市空間の整備」「楽しく歩けて自転車にも利用しやすいまちづくりの推進」「街なか居住等の人口集積を誘導する街なか環境整備」とした4つの方針のもと、様々な活動を進めている。 ●本市の「第3次静岡市総合計画2015⇒2022」において、目指すべき都市像を「素晴らしい歴史や文化を自慢できる『歴史文化のまち』の実現」「健康で長生きできる生活を満喫する『健康長寿のまち』の実現」とし、都市の発展や暮らしの充実を目指している。本計画の成果目標である「人口70万人の維持」を実現させる政策の中で優先的に取り組む6つの重点プロジェクトを掲げている。その中の「歴史」では、駿府城公園を静岡の歴史的な名所の核に位置付け、市内の歴史的・文化的資源と連携した事業を展開するとし、将来市民の憩いの場ともなり、国内外の人々も受け入れる拠点となることが期待されている。また「健康」では、鉄道駅や道路のバリアフリー化、自転車の利用環境の改善を行い、歩いて楽しく自転車を利用しやすいまちの整備を進め、将来市民が徒歩や自転車で出かけやすく、健康的に過ごすことが期待されている。 まちづくりの経緯及び現況 平成15年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併して誕生した「静岡市」は、静岡県の県庁所在地として政治、経済、医療、文化、情報など、様々な中枢機能が集積した都市である。平成17年4月1日には、政令指定都市に移行し、葵区・駿河区・清水区の3行政区を設け、大都市制度の利点を最大限に活かしつつ、また蒲原町、由比町との合併も経て、さらに大きな発展を遂げている。 その中で本地区は、東静岡地区、清水都心地区とともに3つの静岡市の都市核として上位計画等に位置付けられ、歴史的にも政治経済拠点として機能してきた地区である。そのため、現在でも行政、商業、業務等の機能や医療福祉施設、教育施設等の都市機能が多く集積し、県内でも有数の賑わいを誇っている。さらに、駿府城公園や常盤公園、青葉シンボルロードなどまとまったオープンスペースを有し、豊かな歴史に培われた伝統資源が豊富であることなど、文化・自然環境面でも充実している。 その一方で人口減少や少子高齢化の進行、空き家率の増加、市街地の拡散、人口の低密度化による中心市街地の衰退などによる都市の持続性への影響が懸念されている。 このため、市では「静岡都心地区都市再生整備計画事業(H16～H20)」、「駿府ふれあい地区都市再生整備計画事業(H21～H25,H28～R2)」やその他関連する都市基盤整備事業を継続して実施してきた。具体的には、駿府城公園周辺や中心市街地の整備をはじめ、市民参加によるまちづくり活動の支援などを実施した。
課題
■歴史資源と文化施設を活かしたにぎわい創出 ・「歴史文化の拠点づくり」にふさわしいまちづくりを進めるため、歴史資源文化施設を活かした賑わいや活気が溢れる魅力的な空間の創出が求められている ■ウォーカブルな街並みの形成 ・中心市街地の快適な歩行空間を確保し、居心地よく歩いて楽しいまちづくりを進め、歩行者の回遊性、安全性を高める必要がある ■まちなかの交流人口を増やし地域活性化 ・地域の特性を活かした市民参画のまちづくりを推進し、官民協働による地域活性化を促す必要がある
将来ビジョン(中長期)
●都市計画マスタープラン(H28～H47) ・まちづくりの基本理念「人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる時代にあつたまちづくり～成長・拡大」から「成熟・持続可能」へ～」を掲げ、「集約連携型都市構造」の実現に向けた本地区のまちづくり方針を「歴史・文化を身近に感じる、自然と共存した魅力あるまちづくりの推進」「公共交通が充実し、自転車や徒歩でも暮らしやすいコンパクトなまちづくりの推進」(都市マス掲載)とし、県下随一の商業・業務施設や都市型産業施設の集積地として、JR清水駅周辺との相互連携により、買い物や子育て・福祉などの各種機能の維持・集積を図る。 ・本地区のまちづくりの目標「歴史が息づく、人々を刺激する都市」とし、そのまちづくりの方針を「高次かつ多様な都市機能の持続的誘導」「伝統を活かし、新たな魅力を作る都市空間の整備」「楽しく歩けて自転車にも利用しやすいまちづくりの推進」等とし、広域商業、娯楽、業務、交流等の都市圏の核にふさわしい都市機能の誘導や駿府城・城下町等の伝統を継承する景観誘導、にぎわいや憩い、コミュニティ活動を支える公共空間づくり、エリア間の歩行者回遊性の向上(JR静岡駅周辺、御幸町・伝馬町・鷹匠周辺、紺屋町・呉服町・七間町周辺の回遊性の向上。街なか(にぎわい)と駿府城公園(憩い・歴史文化)の動線づくり。)等を図る。 ●第3次静岡市総合計画(2015⇒2022) ・目指すべき都市像として「素晴らしい歴史や文化を自慢できる『歴史文化のまち』の実現」を掲げ、本地区の歴史や文化を地域資源としてとらえ、みがきあげ、新たな経済的価値を創造していくことで、郷土の歴史や文化に対する誇りを育み、文化力を地域の活力、経済力に転換することにより、「都市の発展」を目指す。 ●静岡市中心市街地活性化基本計画(平成28年4月(令和3年3月30日変更)) ・中心市街地活計化の目標を「『わくわくドキキ』にぎわいと活力のまち」「てくてくらくら」あちこち巡るずっと居たいまち」とし、来訪者・街なか居住者の増加、地域経済活性化、都市福利機能拡充や、回遊性向上、安心安全・快適性向上等を目指す。 ●静岡市立地適正化計画(H31～H47) ・基本方針を「集約連携型都市構造をベースに『健康長寿のまち』『歴史文化のまち』の実現に資する都市形成を目指す」「人口減少対策が生み出す好循環を支える」「静岡市の特徴であり、強みでもある『コンパクトな体質』を磨き上げる」とし、市民生活の質の向上、地域経済の活性化、魅力あるまちづくりの推進、拠点や公共交通軸を最大限に活用することを目指す。また都市機能誘導として「都市の発展に資する『静岡市の顔』を創造する」「地域の個性を活かした魅力ある拠点を形成する」を掲げ、市内外からの来街者など交流人口の増加に資する都市機能を都市拠点に誘導するとともに、地域の魅力や利便性を高める都市機能を都市拠点、地域拠点に誘導することを目指す。

都市構造再編集集中支援事業の計画 ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方 みんなで進める「コンパクトなまちづくり」を推進するために、本市の目指すべき将来都市構造を「集約連携型都市構造」を掲げ、「集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化」と「広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用」の2つの着目点により、その形成を目指す。 本地区は都市拠点として位置づけられ、都市機能の集積と定住人口の誘導を図り、商都として魅力とにぎわいのある都市空間を形成するとともに、歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化により、回遊性の向上と交流人口の増加を図る。 本地区（都市機能誘導区域）を「集約化拠点形成区域」とし、拠点形成の方向性として「歴史文化資源を活かし、交流人口の増加に資する機能を強化」「行政、商業・業務、文化の中心としての機能を更新・集積」「子育て・福祉環境等を向上」「高齢人口への対応」とし、拠点形成に向けた具体的誘導施設を、市役所、総合病院、子育て支援センター、博物館等としている。また拠点形成区域に望ましい商業・業務施設や宿泊施設の誘導も図る。
都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 ※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 【学校法人静岡理科大学専門学校】 ・静岡市の中心市街地に位置する御幸町9番・伝馬町4番再開発ビルへ専門学校を誘致することにより、まちなかの若者人口を増やし、賑わいと活気の創出を図る。
都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等 【高質空間形成施設】 ●駿府城公園エリアライトアップ事業 静岡市の重要な観光資源である駿府城公園の夜間ライトアップ整備を行うことにより、交流人口の増加を図る。 ●人宿町人情通りにぎわい空間創出事業 静岡市中心市街地の賑わい空間を創出するために、道路空間の高質空間化を図る。 ●（市）御幸町伝馬町線無電柱化に伴う高質空間整備事業 静岡市の中心市街地の賑わい空間の創出をするために無電柱化を実施した道路において、道路空間の高質施設形成を図る。

一 体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画 ※一 体型滞在快適性等向上事業の場合もしくはまちなかウォーカブル推進事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

滞在快適性等向上区域の考え方 青葉緑地を拠点とし、青葉通り、七間町通り、人宿町人情通り周辺に滞在快適性等向上区域を設定し、道路の再整備などによりゆとりある歩行者空間を確保するとともに、沿道の民間事業者による歩道と一体となったオープンスペースの創出等により、官民一体となつて居心地の良いまちなかを創出する。
滞在快適性等向上区域での取組 七間町通りにおいて、市が車道の舗装の打ち換えを行うとともに、車道等を含めた公共空間での社会実験を実施し、道路空間の利活用を推進する。 人宿町人情通りにおいて、市が実施する無電柱化事業と併せて、民地を含む公共的空間を適切に管理することにより、歩きたくなる空間づくりを推進する。 また、民地において、オープンスペースの創出や店舗のオープン化などにより、歩行者等にくつろぎの場を提供する「一 体型快適性等向上事業」を実施する。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	
						目標値	目標年度
中心市街地または駿府城公園周辺の整備を活かした、にぎわいを創出	%	駿府城公園周辺整備を行うことにより、アンケートに回答した市民が「にぎわいが生まれた」と感じる割合	小目標1「駿府城公園周辺の歴史資源と文化施設を活かした賑わい空間の創出」の達成指標	27.9	R3	50.0	R8
中心市街地の歩行空間の快適性	%	歩道空間の整備により、アンケートに回答した市民が中心市街地が「歩いて楽しいまち」と感じる割合	小目標2「賑わいや回遊性を生み出すウォーカブルな街並みの形成」、小目標3「まちなか交流人口の増加」の達成指標	33.1	R3	50.0	R8
歩行者交通量	人／日	中心市街地主要地点（58地点）における、日曜日10時～17時の歩行者通行量の平均値（静岡地域中心商店街通行量・お買物調査から引用）	小目標2「賑わいや回遊性を生み出すウォーカブルな街並みの形成」、小目標3「まちなか交流人口の増加」の達成指標	5,680	R3	6,812	R8
駿府城公園周辺における平均滞在人口	人	DS.INSIGHTにより、駿府城公園から半径400m圏内における1日ごとの平均滞在人口データから、各年度における1日あたりの平均滞在人口を算出	小目標1「駿府城公園周辺の歴史資源と文化施設を活かした賑わい空間の創出」のうち駿府城公園周辺の滞在人口に係る達成指標	38,418人／日 （R6.10月推計）	R3	44,180人／日 （R8.10月時点推計）	R8

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
整備方針1：駿府城公園周辺の歴史資源と文化施設を活かした賑わい空間の創出		
・徳川家康公が築いた歴史文化施設資源を活用し、駿府城跡公園を中心としたにぎわいづくりを推進する。		■基幹事業 【公園】駿府城公園整備事業 【既存建造物活用事業】静岡市民文化会館再整備事業 【高質空間形成施設】駿府城公園エリアライトアップ事業 □提案事業 【地域創造支援事業】駿府城跡天守台野外展示魅力向上事業 【地域創造支援事業】駿府城公園お堀の水辺空間活用事業 【地域創造支援事業】駿府城公園修景計画作成事業 【地域創造支援事業】静岡市民文化会館再整備事業 ○関連事業 －
整備方針2：賑わいや回遊性を生み出すウォーカブルな街並みの形成		
・JR静岡駅周辺の都市施設整備等を進め、駅を中心とした一体的な駅まち空間づくりを推進する。 ・中心市街地の交流、滞在時間を創出するため、官民協働によるまちづくりを推進する。		■基幹事業 【道路】人宿町人情通りにぎわい空間創出事業 【道路/高質空間形成施設】(市)御幸町伝馬町線無電柱化事業 【道路】静岡都心地区交通適正化事業 【地域生活基盤施設】御幸町9番伝馬町4番地区再開発事業に伴う地下道整備事業 【高質空間形成施設】静岡駅北口地下広場高質空間整備事業 □提案事業 【地域創造支援事業】(都)北街道線空間活用検討事業 【地域創造支援事業】人宿町人情通り空間活用検討事業 【事業活用調査】呉服町通線再整備検討事業 ○関連事業 － ●協定制度等 常設オープンカフェ設置によるにぎわいの創出
整備方針3：まちなか交流人口の増加		
・中心市街地のにぎわいや回遊性を創出するための高質空間づくりを推進する。 ・中心市街地内において、居心地がよく歩きたくなるような人中心の空間づくりを推進する。		■基幹事業 【地域生活基盤施設】市営駐輪場整備事業 【誘導施設】学校法人静岡理科大学専門学校移設等事業 【エリア価値向上整備事業】人流データまちづくり活用推進事業 □提案事業 【地域創造支援事業】コンパクトなまちづくり推進事業 【地域創造支援事業】コ・クリエーションスペース創出事業 【地域創造支援事業】静岡駅北口地下広場空間活用事業 【地域創造支援事業】静岡駅南口駅前広場再整備事業 【事業活用調査】静岡都心地区交通適正化事業 【事業活用調査】静岡駅北口駐車場再編計画事業 【事業活用調査】静岡都心地区まちなか再生事業 【事業活用調査】静岡駅えきまち空間再編事業 【事業活用調査】再開発促進地区内更新ビジョン作成事業 ●協定制度等 ・一体型滞在快適性等向上事業

その他

・御伝鷹まちづくり株式会社による都市利便増進協定及び特例道路占用の活用（令和2年10月）

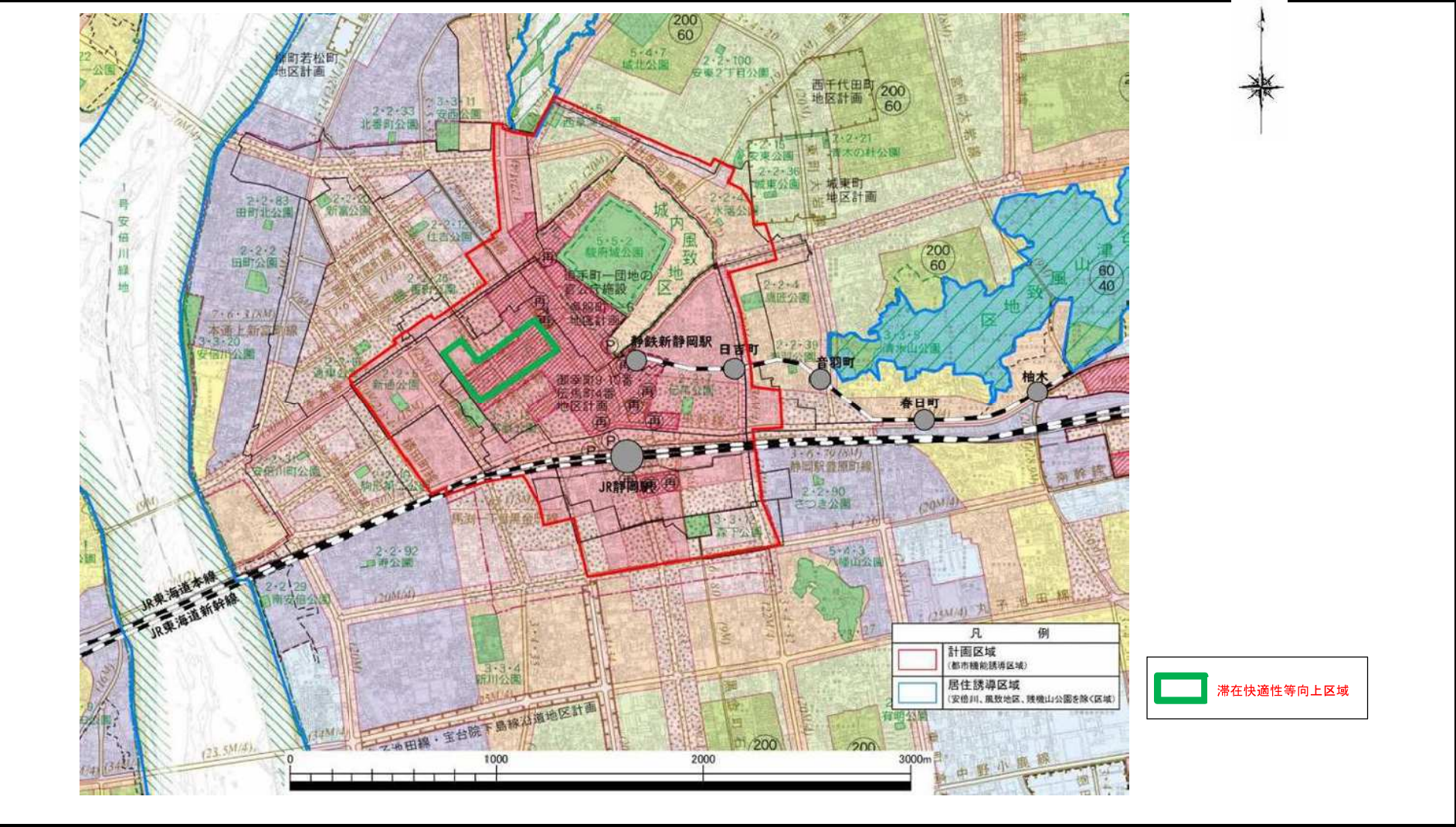
目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費		5,508	交付限度額		2,754	国費率		0.5	(金額の単位は百万円)							
基幹事業																
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象 事業費	費用便益比 B／C	
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度							
道路		(市)本通四丁目常盤町二丁目2号線	静岡市	直	380m	R5	R10	R5	R8	379	379	379		379		
道路		(市)御幸町伝馬町線	静岡市	直	120m	R4	R8	R4	R8	157	157	157		157		
道路		(主)井川湖御幸線外2	静岡市	直		R4	R8	R4	R8	88	88	88		88		
公園		駿府城公園	静岡市	直	18ha	R4	R8	R4	R8	1,603	1,603	1,603		1,603		
古都保存・緑地保全等事業																
河川																
下水道																
駐車場有効利用システム																
地域生活基盤施設		(主)井川湖御幸線地下道	静岡市	間	9m	R4	R6	R4	R6	507	507	365	142	335		
地域生活基盤施設		各市営駐輪場	静岡市	直		R8	R8	R8	R8	87	87	87		87		
高質空間形成施設		駿府城公園	静岡市	直		R4	R8	R4	R8	454	454	454		454		
高質空間形成施設		(市)御幸町伝馬町線	静岡市	直	120m	R6	R8	R6	R8	10	10	10		10		
高質空間形成施設		静岡駅北口地下広場	静岡市	直						630	630	630		630		
高次都市施設	地域交流センター															
	観光交流センター															
	テレワーク拠点施設															
	賑わい・交流創出施設															
	子育て世代活動支援センター															
	複合交通センター															
誘導施設	医療施設															
	社会福祉施設															
	教育文化施設	御幸町9番伝馬町4番再開発ビル (学校法人静岡理工科大学専門学校)	学校法人静岡 理工科大学	間		R4	R5	R4	R5	8,277	5,578	192	5,385	192		
	子育て支援施設															
	元地の管理の適正化															
基幹的誘導施設																
既存建造物活用事業		静岡市民文化会館 (中ホール・ロビー棟)	静岡市	直	14,502㎡	R6	R10	R6	R8	8,643	509	509		509		
既存建造物活用事業		静岡市民文化会館前駐車場	静岡市	直	9,088㎡	R6	R10	R6	R8	632	8	8		8		
土地区画整理事業																
市街地再開発事業																
住宅街区整備事業																
バリアフリー環境整備事業																
優良建築物等整備事業																
住宅市街地総合整備事業																
街なみ環境整備事業																
住宅地区改良事業等																
都心共同住宅供給事業																
公営住宅等整備																
都市再生住宅等整備																
防災街区整備事業																
復興促進事業																
エリア価値向上整備事業		静岡都心地区	静岡市	直		R4	R4	R4	R4	6	6	6		6		
こどもまんなかまちづくり事業																
合計										21,473	10,016	4,488	5,527	4,458	1.94	

…A

駿府ふれあい地区(第4期)(静岡県静岡市)	面積	297.6 ha	区域	静岡市葵区追手町、駿府町、呉服町、御幸町 ほか 静岡市駿河区南町 ほか
-----------------------	----	----------	----	--



協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●店舗、オープンカフェ施設等の設置、管理 軽飲食販売施設、購買施設、オープンカフェ施設等を設置、適切に維持管理することで、まちの賑わいを創出する。	安全で快適に回遊・滞留できる空間を形成することにより、まちの賑わいを創出する。	R2～R8	御伝庵まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
2	●民地のオープン化の推進 民間施設の建替えに伴い、店舗前をオープンスペース化し、来街者のための休憩や滞留のための施設として、憩える空間の整備を行う。	民地のオープンスペース化による滞留空間の創出により、エリア価値の向上を図る。	R2～R3	静活株式会社 (一体型滞在快適性等向上事業実施主体)							○				
3	●官民が連携したひとにやさしいみちの実現 市道本通四丁目常盤町二丁目2号線の無電柱化に伴い、歩道や民間敷地内の外部空間に設置されたベンチ等を適切に維持管理することで、憩い空間の創出を行う。	道路の無電柱化と高質化により、沿道建築物と道路空間が一体となった景観を生み出すとともに、賑わいのある歩道空間を確保し、さらなるエリア価値の向上を図る。	R6～R8	株式会社 創造舎 (一体型滞在快適性等向上事業実施主体)							○				
滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等															
取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度											
				制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)									
1															

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	●店舗、オープンカフェ施設等 対象施設:軽飲食販売施設、購買施設、机、椅子、花壇プランター等	別紙制度別詳細1－1のとおり
			別紙制度別詳細1－1のとおり
			別紙制度別詳細1－1のとおり
			別紙制度別詳細1－1のとおり
			別紙制度別詳細1－1のとおり
			別紙制度別詳細1－1のとおり
			別紙制度別詳細1－1のとおり

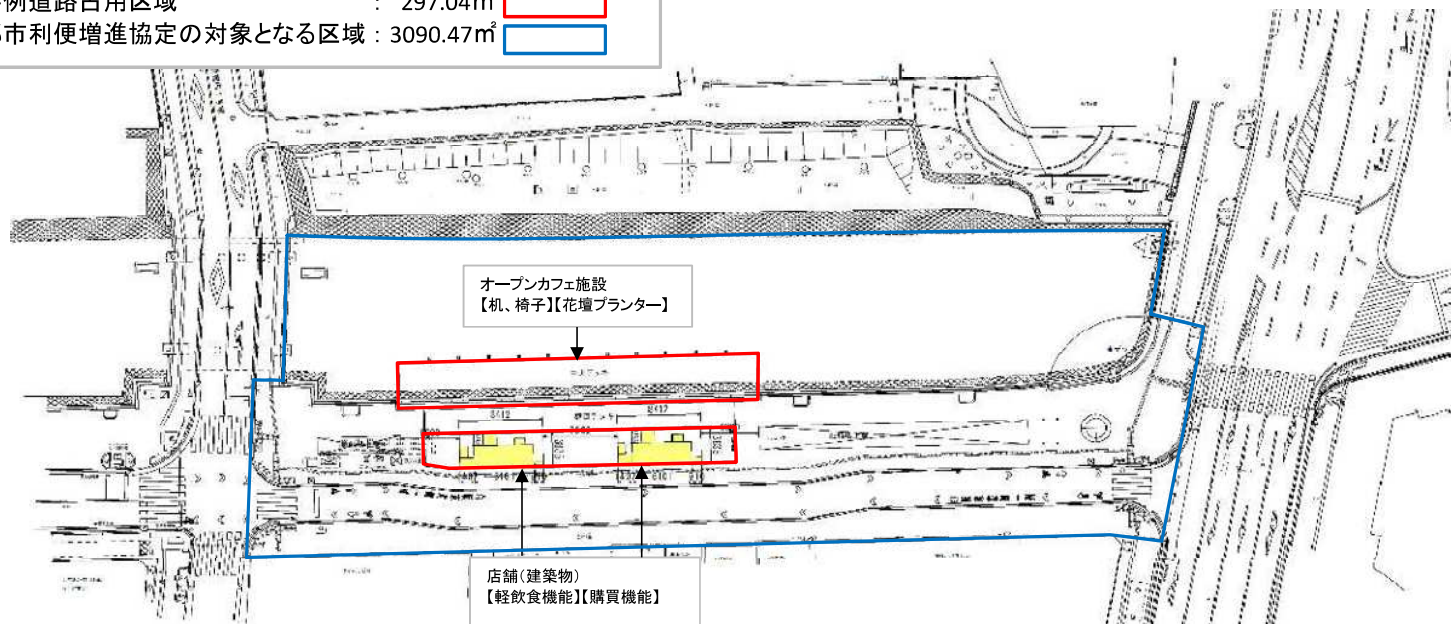
制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1, 2, 3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

特例道路占用区域 : 297.04㎡ 
都市利便増進協定の対象となる区域 : 3090.47㎡ 



<常設店舗のイメージ(①②同型)>



写真提供:株式会社スノーピーク

<オープンカフェ施設のイメージ>



制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】				
				制度の活用計画
事業内容		事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	軽飲食販売施設、購買施設、オープンカフェ施設等の設置、維持管理	R2～R8	御伝鷹まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 御伝鷹まちづくり株式会社、道路管理者静岡市、広場管理者静岡市 2. 都市利便増進協定を想定している区域 制度別詳細2－1 青枠の範囲 3. 協定内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ▪店舗 ▪オープンカフェ施設(机、椅子、花壇プランター等) ▪照明 ▪イベント用電源設備 ▪散水栓 ▪宅内ポンプ ▪水辺デッキ(イベント広場) 等 (2)都市利便増進施設の整備方法、費用負担 ▪インフラ設備(照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ等)の整備は静岡市が行う。 ▪上記以外の整備は、御伝鷹まちづくり株式会社が行う。 (3)都市利便増進施設の管理方法、費用負担 御伝鷹まちづくり株式会社は、協定区域内について、以下を実施する。 (都市利便増進施設の日常管理業務については、御伝鷹まちづくり株式会社が第三者に委託しても構わない。) ○都市利便増進施設及びその周辺の清掃及び美化活動の実施 ○都市利便増進施設周辺における安全な通行の確保 ○店舗、オープンカフェ施設等の設置・活用に起因する損害対応 空間活用収入を、上記施設の維持管理費や、他の地域貢献の取組みに充当する。
2	広場空間におけるインフラ設備の維持管理	R2～R8	御伝鷹まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	
4				
5				
6				

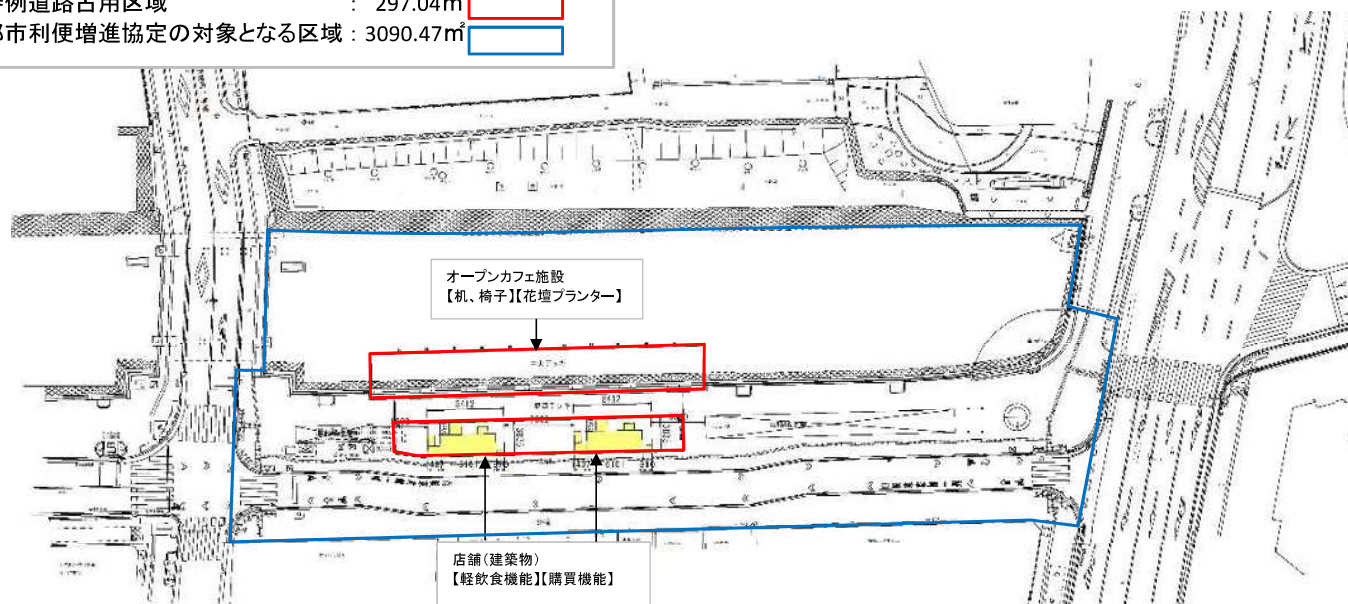
制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

事業番号1, 2, 3

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

特例道路占用区域 : 297.04㎡
都市利便増進協定の対象となる区域 : 3090.47㎡



<常設店舗のイメージ(①②同型)>



写真提供:株式会社スノーピーク

<オープンカフェ施設のイメージ>



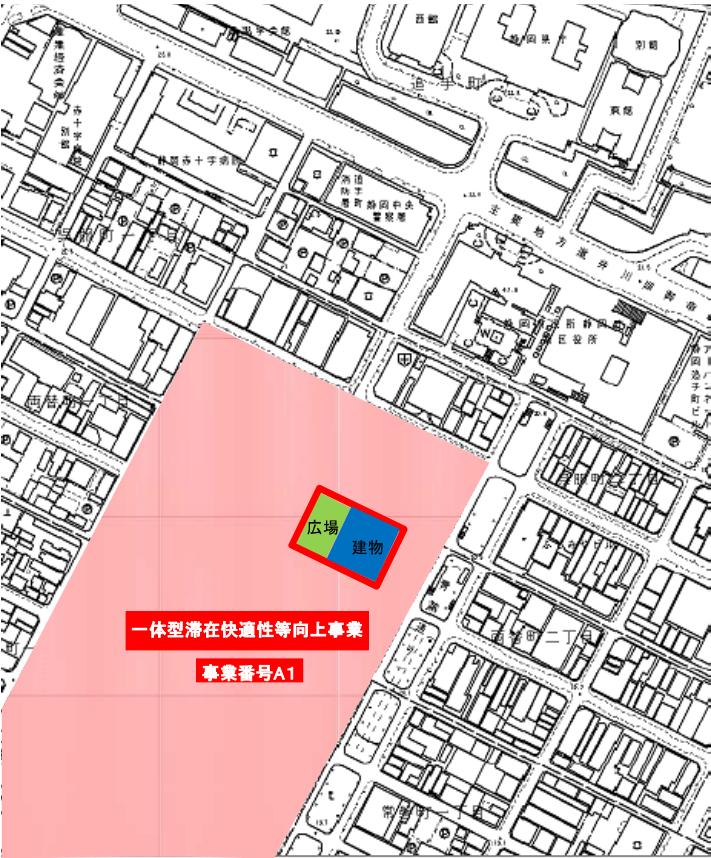
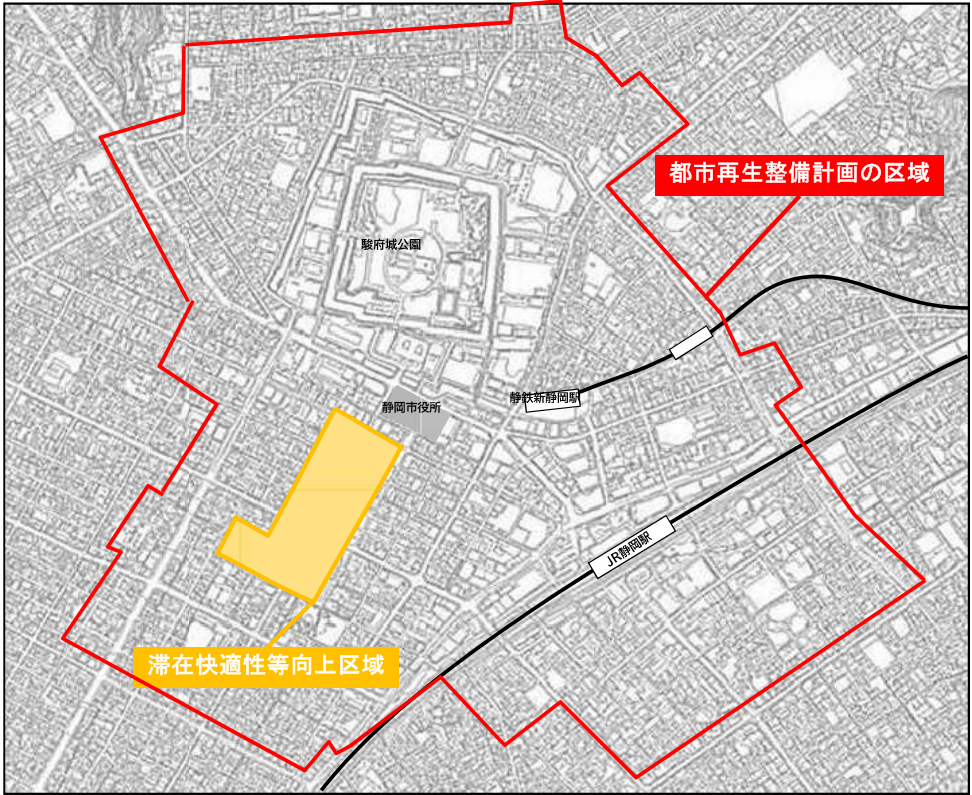
制度別詳細7（一体型滞在快適性等向上事業）法第46条第3項第2号

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】				
制度の活用計画				
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
A1	●店舗前面の広場化 ●休憩スペースの整備	R3～R8	静活株式会社	●店舗前をオープンスペース化し、誰でも使える交流広場とするとともに、地域のイベントで活用する。 設置する滞在者等快適性向上施設（土地） 広場 約568.38㎡ 設置する滞在者等快適性向上施設（償却資産） 椅子・テーブル 10箇所、ウッドデッキ 115.33㎡、人工芝 443.97㎡
2				
3				
4				
関連する市町村実施事業				
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	●舗装の打ち換え	R2～R3	静岡市	滞在快適性等向上区域内の市道七間町通線の舗装の打ち換えを行う。
2	●社会実験の実施	R3	静岡市	市道七間町通線において、居心地が良く歩きたくなるまちの形成に資する道路空間等を活用した社会実験を実施する。

制度別詳細7-1(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

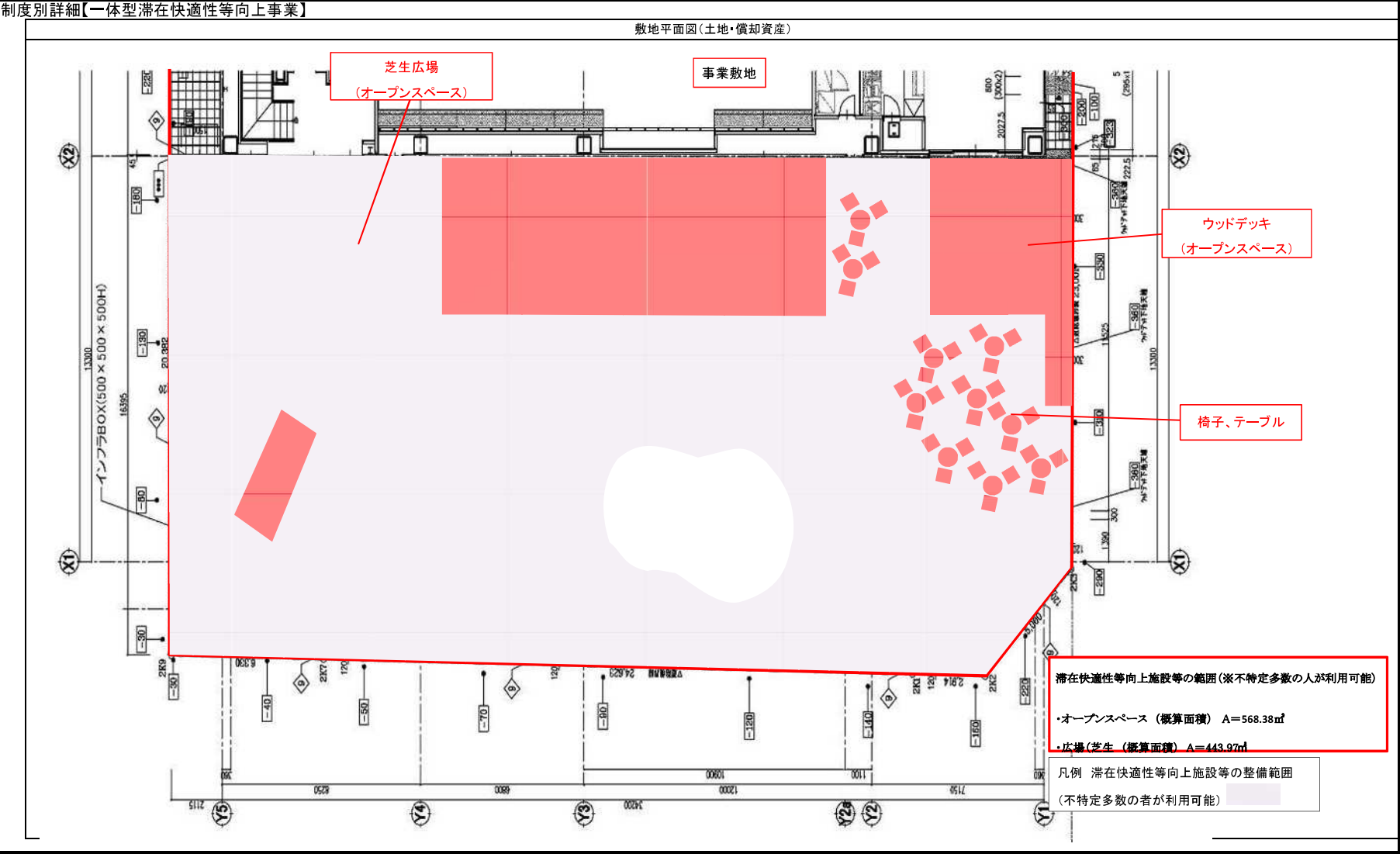
制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



制度別詳細7-2-①(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1,2,3

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】



制度別詳細7-2-②(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1,2,3

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

償却資産		
物品・写真	個数・面積・設置場所	備考
【椅子・テーブル】 	【個数】 ・椅子 × 30 ・テーブル × 10 【設置場所】 ・別紙図のとおり	...
【ウッドデッキ】 	【面積】 ・$5.125 \times 16.000 = 82.00\text{m}^2$ ・$3.000 \times 1.050 + 5.125 \times 5.890 = 33.33\text{m}^2$ - 合計115.33㎡ 【設置場所】 ・別紙図の通り	...
【芝生】 	【面積】 ・全面積 502.34㎡ ・控除面積 58.37㎡ ・芝生面積 $502.34 - 58.37 = 443.97\text{m}^2$ ・芝生は人工芝を利用いたします。 【設置場所】 ・別紙図のとおり	...

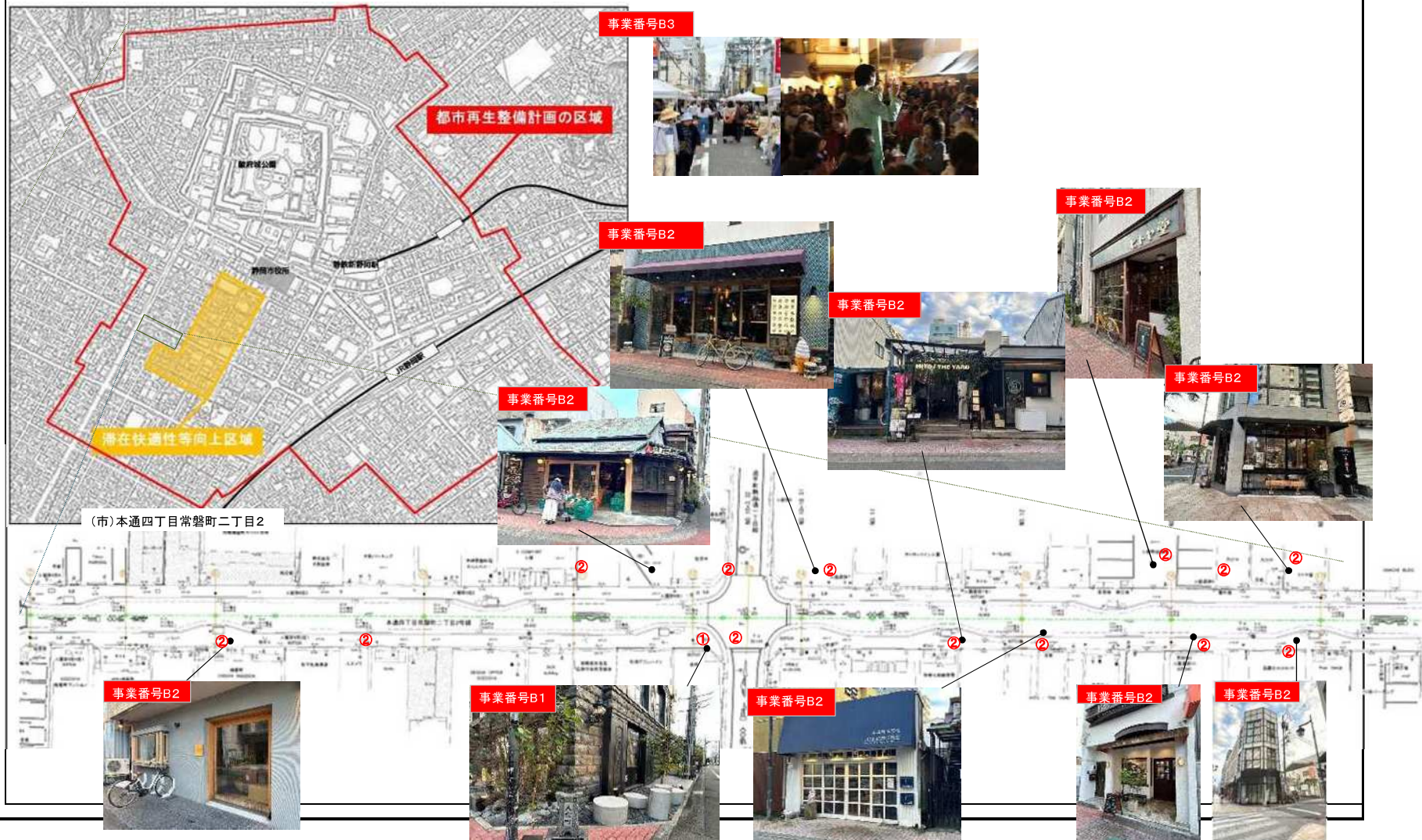
制度別詳細7(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】				
制度の活用計画				
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
B1	●休憩スペースの管理	R6～R8	株式会社 創造舎	●歩道に隣接する民地の路面に設置された、歩行者が休憩できるベンチについて、清掃及び維持管理を行う。 設置された滞在者等快適性向上施設 テーブル2箇所、ベンチ3箇所
B2	●店舗壁面のガラス張り化・店舗前面のテラス席の管理	R6～R8	株式会社 創造舎	●店舗の公共空間に面する壁面がガラス張り化により可視化され、歩きたくなる空間が創出されている。また、店舗前面の空間に椅子が設置され、店舗からしみ出しの空間が創出されている。こうした空間の周辺の清掃及びファニチャーの維持管理を行う。 ガラス張り化が実施された店舗 13店舗 内、椅子・テーブル設置 5箇所
B3	●イベントの実施	R6～R8	株式会社 創造舎	●道路を占用し、民地と一体的に活用したイベント(人宿町人情祭)の実施。(年1回)
4				
関連する市町村実施事業				
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	●(市)本通四丁目常磐町二丁目2号線	R6～R10	静岡市	●令和6年度に静岡都心地区のまちなか再生に向けた取組として、人宿町人情通りの将来的な道路空間を仮説構造物で再現し、車の流れと人の流れの変化を検証する実証実験を実施する。 ●実証実験に合わせ、電線共同溝及び道路空間の高質化の将来設計業務を実施する。
2				

事業番号1, 2, 3

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



駿府ふれあい地区(静岡県静岡市) 整備方針概要図(都市構造再編集集中支援事業)

